

まち第 666 号  
令和6年 3月19日

松伏町長 鈴木 勝 様

松伏町下水道事業審議会  
会 長 石塚 正太郎



下水道使用料の改定について（答申）

令和5年11月28日付まち第459号で諮問された、下水道使用料の改定について、慎重に審議を重ねた結果、当審議会の答申は別紙のとおりです。

# 答 申 書

令和6年3月

松伏町下水道事業審議会

## 下水道使用料の改定について

### 1 はじめに

松伏町の公共下水道は、昭和60年度より市街地を対象に建設事業に着手した。

平成5年4月に供用開始され、平成25年度に概ね整備が完了し、令和2年度から地方公営企業法を一部適用して公営企業へ移行した。

事業着手から約40年が経過し、管路施設はもとより、ポンプ場の機能維持のため、改築・更新費用が必要となることから、令和2年度にストックマネジメント全体計画を策定し、施設の更新や補修等を計画的かつ効率的に推進していくこととした。

しかしながら、現在の使用料体系では、使用料対象経費の全てを使用料で賄うことができず、町税を財源とする一般会計から補てんされている状況であり、町の財政を圧迫している。

また、人口減少に伴い、下水道使用料による収入は年々減少している。

現在の下水道使用料体系は、平成30年の改定から5年が経過し、収支の不均衡が拡大していることから、適正化のため下水道使用料の改定について、町長より諮問を受けた。

そこで、本審議会において慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

### 2 下水道使用料改定の理由

現在の使用料単価は、104.7円/m<sup>3</sup>であり、受益者負担の原則により汚水処理費に係る経費回収率を100%とするためには、現行の使用料を1.43倍に引き上げる必要がある。しかし、下水道使用料改定にあたっては、下水道使用者の生活に与える影響を考慮して、急激な負担増にならないように留意する必要がある。

このような状況を鑑み、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するためには、下水道使用料の改定は、避けられないものとする。

### 3 下水道使用料の算定期間

一般に下水道使用料算定期間は、3年から5年を設定することが適当であるとされている。また、下水道使用料は町民の日常生活に密着した公共料金であるため、安定性と予測の確実性を保つべく、算定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とした。ただし、近年の急激な経済負担や物価上昇などの社会情勢を考慮し、概ね3年後を目安に料金改定を検討されたい。

#### 4. 下水道使用料の体系について

##### (1) 料金徴収区分について

料金徴収区分は従前のおり、一般汚水と公衆浴場汚水の2分類とする。

##### (2) 基本使用料について

基本使用料はこれまでの使用料体系と同じく10m<sup>3</sup>/月の基本水量を含む金額として設定する。

##### (3) 従量使用料について

使用量に応じて使用料を算定する従量使用料体系は多くの地方公共団体で採用されており、下水道法の趣旨からも合理的であるためこれを存置する。また、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料は、大量排水ほど使用料が増加することで、節水の動機となり資源問題、環境問題の解決に寄与することからこれを存置する。

なお、各水量区分における引き上げ率は、緩やかにし従量使用料区分間の格差を拡大しないようにするとともに、大口使用者の負担が大きくなり過ぎないように配慮する。

##### (4) 公衆浴場汚水について

松伏町内において、公衆浴場汚水を対象とする公衆浴場等施設は現時点で存在しないため、公衆浴場汚水の改定は行わないものとする。

### 下水道使用料表改定案

使用料金算定表（2か月）：消費税抜き				
種別	基本料金		超過料金 1m <sup>3</sup> 当たり	
	基本汚水量	料金	汚水排水量	料金
一般汚水	20m <sup>3</sup> まで	1,800円	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	110円
			40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	120円
			60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	150円
			100m <sup>3</sup> を超える分	190円
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき			70円

※ 使用料の額は、使用者が排除した汚水の量に応じ、本表に定めるところにより算定して得られた額に100分の110を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨て）

(参考)

### 下水道使用料改定対照表

区分	汚水排水量 2カ月	使用料 (1 m <sup>3</sup> あたり)		
		現 行	改定案	改定額
基本料金	20 m <sup>3</sup> まで	1,700円	1,800円	<u>100円</u>
超過料金	20 m <sup>3</sup> を超え40 m <sup>3</sup>	100円	110円	<u>10円</u>
	40 m <sup>3</sup> を超え60 m <sup>3</sup>	110円	120円	<u>10円</u>
	60 m <sup>3</sup> を超え100 m <sup>3</sup>	140円	150円	<u>10円</u>
	100 m <sup>3</sup> を超	180円	190円	<u>10円</u>

#### 5 下水道使用料の改定時期について

使用者への周知期間等を考慮し、半年程度経過措置を設け、改定を行うのが適当である。

#### 6 付帯意見

- (1) 使用料改定の実施については、改定の趣旨や内容等を町民に理解していただくため、十分な周知期間を設け、効果的な広報活動に努められたい。
- (2) 経費削減の取り組みとして、維持管理費用の圧縮削減、経営の効率化、事業の広域化・共同化等を検討し、さらなる経営努力に取り組まれたい。
- (3) 引き続き、未接続世帯への取り組みを実施し、水洗化率の向上、使用料収入の拡大確保に努めること。
- (4) 次回の下水道使用料改定については、社会情勢も考慮した上で、概ね3年後を目安に料金の見直しを検討すること。

#### 7 松伏町下水道事業審議会について

##### (1) 審議委員名簿

任期：令和5年11月28日から令和7年11月27日まで

◎：会長 ○：副会長

選 出 区 分	氏 名	備 考
知識経験を有する者 【第3条第2項第1号】	◎石塚 正太郎	元松伏町まちづくり整備課長
	大島 智	中川下水道事務所長
都市計画法第19条に規定する下水道計画の決定区域内の居住者 【第3条第2項第2号】	○石川 忠夫	河原地区連合自治会代表
	田中 永昌	第5区連合自治会代表
	後藤 正弘	松葉第五自治会代表
	白川 喜次	ゆめみ野自治会代表
	松下 英治	内前野連合自治会代表
	川尻 勇	田中組自治会代表

(2) 審議会開催状況

- ・第1回 令和5年11月28日(火)午後2時から  
役場本庁舎2階 201会議室  
審議 ・松伏町の下水道事業について  
・下水道使用料等の改定について
- ・第2回 令和6年 1月25日(木)午後2時から  
防災備蓄センター2階 会議室  
審議 ・前回審議会の質疑等について  
・下水道使用料等の改定について
- ・第3回 令和6年 2月21日(水)午後2時から  
防災備蓄センター2階 会議室  
審議 ・答申(案)について